

～ 出張報告 ～

インドネシア現地調査・現地セミナー報告書

国際協力部教官

三浦康子

当職は、2012年8月1日から同月14日まで、インドネシアを訪問し、同国の法制度や司法制度の実情について調査を行うとともに、日本の大学教授によるセミナーに同行した。その内容について以下報告する。

第1 訪問目的等

1 訪問目的

インドネシアに対しては、2009年3月に最高裁判所をカウンターパートとする独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の和解調停プロジェクトが終了した後、積極的な法整備支援は行われていない状況にある。しかし、2億3000万人以上の人口を擁し、経済的にも文化的にもつながりの強いインドネシアとの関係は、我が国にとって非常に重要なものである。そのため、当部では、プロジェクト終了後も、インドネシアの裁判官を招いての同プロジェクトのフォローアップのための研修や、人材育成に関する共同研究を行ってきたところであり、今後もインドネシアに対する活動を継続する予定である。その活動を効果的なものとするべく、インドネシアの法制度や司法制度の実情を調査することが、今回の主たる訪問目的である。

また、JICAの和解調停プロジェクト終了後も、同プロジェクトのアドバイザーグループメンバーであった草野芳郎教授（学習院大学）や稲葉一人教授（中京大学）は、毎年インドネシアを訪問し、日本の和解調停制度等を紹介するセミナーを行っている。

この現地セミナーに同行して同プロジェクトのフォローアップを行うことも、重要な訪問目的である。

2 日程について

別紙1「インドネシア現地セミナー日程表」記載のとおりである。

第2 各訪問先における面談内容等について

以下、各訪問先での面談内容等について報告する。

1 最高裁判所関係

(1) 最高裁判所長官表敬

今年3月に就任したばかりのハッタ・アリ最高裁長官を表敬した。副長官2名、準長官（副長官に次ぐ立場である。）2名と司法研究開発研修所長が陪席された。

長官に表敬に応じていただいたことに加えて、2名の副長官がいずれも陪席されたことは、これまでの経緯により日本への高い期待が得られていることの表れとも捉えることができよう。

同長官からは、これまでの交流についての謝意と、今後も協力関係を継続することへの期待が表明された。

(2) 司法研究開発研修所訪問

ア 裁判官の研修施設である司法研究開発研修所を訪問した。

同所では、アメリカが2014年5月までの予定で「Change For Justice」というプロジェクトを行っており、9か所の裁判所において、コンピューター技術の導入とそれに伴う電力供給の

拡充（大量のパソコンの導入に耐えうる電力供給能力確保のため）を行っているとの情報提供があった。

イ 施設見学

研修生の宿泊施設や、図書館等を見学した。宿泊施設は、一人部屋で十分な広さがあり、長期間の研修にも耐えられる快適なものであった。図書室も、図書の種類こそ限定されているものの、十分なスペースにパソコンが複数台備えられており、整備されていた。

ハード面では充実しているものの、ソフト面では課題がある。研修のプログラム作りや、教材の開発、スタッフのマネジメント能力向上について、日本の支援が求められており、カンボジアの裁判官・検察官養成校への支援などを参考として支援を行うことで、充実したハードをより生かすことができるようになるものと考えられる。

ウ 研修見学

見学することができたのは、裁判官候補生を対象とする調停人の資格を得るための研修である。

具体的な事例を元にして、30名ほどの研修生が、調停を行うに当たってのポイントとなる事実を拾い出す技術や、当事者から聴取した事実を角が立たないように適確に言い換えるリフレーンの技術を学んでいた。基本的な内容ではあるものの実践的であり、研修生たちは積極的に発言していた。

2 下級裁判所関係

(1) ジャカルタ中央裁判所訪問

ジャカルタ中央裁判所は、ジャカルタ市内の中心部に位置し、商事特別法廷、人権特別法廷、汚職特別法廷が併設されている。同裁判所長を初めとする裁判官からは、次のような状況説明を受けた。

・インドネシアでは、当事者は裁判官による調停

と、非裁判官による調停を選択することができることになっているが、非裁判官による調停の場合、非裁判官に手数料を支払わなければならないことから、60名の非裁判官が登録されているものの、実際には全く選択されていない。その結果、裁判官が多くの調停を行わざるを得ないが、訴訟も担当しているため、調停に時間をかけづらい状況となっている。

- ・代理人が報酬を得るために、訴訟を引き伸ばす傾向もあり、和解もなかなか難しいが、契約不履行のケースでは、事前に当事者で話し合いがもたれていることも多く、履行期限の延長等の方法により、比較的和解で解決されることが多い。離婚事件についても話し合いで解決される場合が多いが、イスラム教徒の場合は宗教裁判所が管轄を有するため、件数自体が少ない。なお、取下げで終わり離婚しないケースが成功である。
- ・簡易裁判所を作る計画があり、新たな法律を作って対応する予定である。位置付けとしては、商事特別法廷と同様に、地方裁判所に併設する形を考えている。また、裁判所法の改正により、上訴制限を設ける計画もある。
- ・アメリカから、パソコンの提供やセキュリティ関係の支援を受けているが、法廷のセキュリティ確保のセミナーなどで日本の情報を提供してもらえればありがたい。また、日本から、音声認識ソフトの支援を受けることができれば有り難い。

(2) 南ジャカルタ宗教裁判所訪問

ア 南ジャカルタ宗教裁判所長によるプレゼンテーション

南ジャカルタ宗教裁判所を訪問し、同裁判所長から、2011年から始まった宗教裁判所における調停の状況について説明を受けた。

2011年に1151件の申し立てがあり、成功が41件、1110件が失敗とのことであった。ここ

で注意しなければならないのが、成功と失敗の定義である。成功とは、当事者が離婚を撤回して申立てを取り下げるケースをいい、失敗とは、当事者が離婚を撤回しないケースである。日本の感覚とは大きく異なる。

2012年には、637件の申立てのうち、成功が83件、失敗が554件であるが、この成功件数の増大は、親権者の確定等、何らかの形で合意が形成された場合を含んだことによるようである。

同裁判所が抱える問題としては、調停人に対する研修が任命時に限られることや、家事事件に特化した研修がなされていないこと、調停人間で経験を共有することができていないことが挙げられた。

イ 草野教授によるセミナー

草野教授による日本の和解と調停についてのセミナーが行われ、同裁判所の裁判官、調停人、書記官等約30人が出席した。同教授は、上記の問題点を意識し、日本の調停委員は、同じ調停に関与する先任の調停委員から経験や技術を学ぶことができていることについて言及した。

ウ 設備見学

調停室を見学したが、どの部屋にも造花が備えられるなど、明るい雰囲気作りが心がけられていた。調停申立てのための専用の受付ブースも設けられており、当事者への配慮のための積極的な取り組みがなされていた。

(3) スラバヤ地方裁判所訪問

インドネシア第2の商業都市であるスラバヤにおいて、地方裁判所を訪問した。

同裁判所長からは、倒産事件、労働事件等の現状について、詳細な説明を受けた。そのうち、労働事件については、日本の労働審判と同様に、裁判官と、労働者側、使用者側の代表者が合議を組んで訴訟を行っているとの紹介があった。当職の

経験上、日本の労働審判においては、このような構成で行うことにより、当事者の説得が容易となり、調停の成立につながるケースが多いが、インドネシアでは、労働者側と使用者側との対立によって裁判所の意見がまとまらず、審理が難航することが多いとのことであった。

労働事件については、調停や仲裁を前置する必要があるため、話し合いの余地が少ないケースが多いことも成立率に影響していることであろうが、根本的な問題は、結論の予測可能性の低さにあるように思われる。

3 法務人権省関係

(1) 知的財産総局（略称 DGIPR）訪問

ア 場所

法務人権省知的財産総局（ジャカルタ中心部から1時間程度のタンゲラン市に所在）

イ 訪問目的

現在、JICAの産業開発・公共政策部・産業・貿易課が、知的財産総局を主たるカウンターパートとして、インドネシア知財プロジェクトを実施している。最高裁判所もカウンターパートの一つであり、当部も同プロジェクトに協力している。そのため、インドネシアにおける知的財産事件の処理状況や、立法動向についての知見を得ることを目的として、同総局を訪問することとした。

ウ JICA プロジェクトオフィスでの打合わせ

局長らとの意見交換に先立ち、同総局内に置かれているJICAプロジェクトオフィスを訪問した。その際、数年前から待たれていた水際での模倣品取締り及び仮処分に関する2つの最高裁通達が、7月末によりやく成立したとの情報提供を受けた。これまで、インドネシアにおける知的財産権保護は刑事手続に依存してきたが、この通達により、民事的な手段によっても保護が進むことが期待される。

エ 局長らとの情報交換

同総局の局長らと情報交換を行った。

知財総局は、総局長の下に著作権意匠局、特許局、商標局、協力促進局、IT局、捜査局の6局が置かれているところ、今回の調査では、著作権意匠局、特許局、商標局、捜査局の状況について、情報提供を受けることができた。

提供を受けた情報は次の通りである。

- ・2010年に、捜査局が設立され、40件の問題を処理している。話し合いで解決することもあるが、一般的には、被害届を受けて捜査をし、警察とも協力して検察庁に送致する扱いになっている。特許権と商標権については、被害届を取り下げると起訴されないが、著作権についてはそのまま起訴されることもある。商標権に関しては、ホンダの製品のケースが多く、話し合いでは解決できない。
- ・商標権侵害等の民事事件についても広く関与している。侵害者として被告になっている者に加えて被告となることがあり、その場合は担当部署の者が法廷に立ち、登録を認めた理由について説明することになる。局長からの委任状と、裁判所からの命令状が必要となる。登録の取消しを宣言する判決が出された場合、当事者の申し出によって登録が取り消されるので、速やかに執行することができる。
- ・民事刑事を問わず、証人として専門的な事柄について証言することもあり、また、当事者の話し合いを仲介することもある。
- ・立法計画については、特許法、商標法、著作権法について改正を考えている。

(2) 法務人権大臣表敬

アミル・シャムスディン法務人権大臣を表敬する機会を得た。

当職から、知的財産総局を訪問させていただき、貴重な情報提供をいただいたことについてのお礼と、6月の同大臣の日本訪問時に訪問団の一人が亡くなられたことについてのお悔やみを申し上げ

た。

大臣は、訪問時には不幸な出来事はあったものの、知的財産高等裁判所や特許庁などで日本の知見を得ることができたほか、着任初日の法務大臣とも協議をすることができ、大いに有益な訪問であったと述べられた。また、当職がインドネシアの立法動向に関心を寄せていることについて歓迎の意と、今後とも本省と有効な関係を築いていくことについての期待を示された。

4 国会第三委員会訪問

国会第三委員会の委員長らと意見交換を行った。同委員会は、法務、人権、治安を対象とする、日本の法務委員会に相当する委員会である。

民事訴訟法や刑事訴訟法に関する改正の見込みを尋ねたところ、特に刑事訴訟法については、現在の基本的人権尊重の考え方に合わない部分があり改正の必要性が高いものの、起草を担当する法務人権省内部でも、検察や警察の役割の分担などの調整が困難な状況にあるため、法案が提出される見通しが立っていない、汚職防止委員会の改善による汚職の摘発が、喫緊の課題であるとの説明であった。

汚職の撲滅に国家を挙げて取り組む姿勢を示すことが重要であることはいうまでもないが、司法に関しては、長期的な視野に立ち、基本的な法令の整備やそれを運用する人材の育成による透明性の確保により、汚職をなし難い環境を確立することが必要と思われる。汚職が蔓延している現状からは、一定程度までは即効性のある摘発を通して解決する方向に邁進することもやむを得ない部分があろうが、長期的な視点からの取り組みも併せて行うことの有効性も視野に置いた政策が期待される。

5 大学関係

(1) タマルナガラ大学訪問、セミナー実施

草野教授及び稲葉教授によるセミナーの実施のため、ジャカルタ市内所在のタマルナガラ大学を訪問した。

同大学は、法学部や経済学部等8学部がある総

合大学である。キリスト教系の私立大学で、比較的裕福な家庭の師弟が学んでいる様子であり、法学部の卒業生は多くがビジネス界に進むとのことであった。

図書室は、図書の種類自体は少ないものの、相当数のパソコンが備えられ、学生が議論をするためのミーティングルームも複数設けられるなど、アメリカのロースクールを彷彿とさせるものであった。

設備見学の後、草野教授及び稲葉教授による和解・調停・ADR セミナーが開催された。ラマダン（断食）により休校であったにもかかわらず、学生や調停人、弁護士など、数十人が参加した。

質疑応答の際には、さまざまな質問が寄せられた。その中で、司法に対する信頼とメディエーションとの関係をどのように捉えているのかという質問があった。司法及びそれに携わる人々への不信の強いといわれるインドネシアにおいて、志のある調停人の抱える様々な困難を想像させた。

(2) アイルランガ大学訪問、セミナー実施

スラバヤにおいて、アイルランガ大学を訪問し、草野教授によるセミナーを実施した。

アイルランガ大学は、1948年にインドネシア大学の分校として設立された、13の学部を擁する総合大学である。ハッタ・アリ最高裁判所長官を含む5名の現最高裁判事が同大学の出身である。

同大学の法学部は、実務家養成に重きを置いているとのことであり、4つのADR実習用の部屋、7つのモデル法廷（うち1つは実際の法廷以上に大きなものであり、複数の種類の法服も備えられていた。）、法律事務所を模した教室など、非常に充実した設備が備えられていた。多くの大学への訪問経験のある草野教授らも、これまで見学した中で最も素晴らしい設備を備えていると感嘆されるほどであった。

草野教授のセミナーが行われたが、質疑応答の内容からは、非判事による調停については当事者

による費用負担が必要であることや、判決においてもWinWinの解決がなされることから当事者が興味を示さないことなどから、メディエーションがなかなか機能していないことが窺われた。このうち、判決でもWinWinの解決がなされるという点に対しては、法の解釈、適用に基づいた判決がなされていないのではないかとという消極的な評価のみならず、妥当な解決のために努力している裁判官も多いという積極的な評価も行いうるよう思われた。

6 日本・インドネシア法律家協会設立総会

草野教授の呼びかけにより、インドネシアに関心を有する日本の法律関係者及び日本に関心を有するインドネシアの法律関係者による協会が設立されることになり、設立総会が開催された。日本・インドネシア法律家協会、通称JILA（Japan-Indonesia Lawyers Association）との名称が採択され、今後、情報の共有、留学の受入れ支援、研究会の開催等の事業を行っていく予定である。

第3 所感

1 インドネシアを訪問したのは今回が初めてであったが、ジャカルタは想像していた以上の大都市であり、中心部のみならず、郊外にも高層ビルが立ち並んでいた。市内を走る自動車は、日本車を中心として中級から高級の新しい車両が多かった。物価も高く、ショッピングセンターで販売されている衣料品などの価格は日本と大きく変わらなかった。

これらの事象が示す順調な経済発展に影を落としているのが、汚職、労働争議、中央と地方の断絶といった問題である。汚職について、ユドヨノ政権は積極的な摘発政策を進めており、検挙数自体は増えているようではあるが、長期的な視野に立ち、汚職の生じにくい透明性のある手続を整える必要があるものと考えられる。労働者の権利は尊重すべきであるものの、労働争議の存在が日本

企業の進出の妨げとなっており、労使のバランスを取るための仕組みが必要となろう。中央と地方の関係については、政治的な背景から、中央との整合性を確保するための措置を十分に講じないままに地方に権限を委譲したものの、地方に現状それに対応できるだけの力が十分にあるとは言い難い様子である。

2 法分野に関しても、汚職や能力の問題により、裁判所に対する信頼が非常に低い状況にある上に、民法、民事訴訟法、刑事訴訟法といった基本法令が長年改正されないままとなっていることなどから、予測可能性や手続の透明性に大きな課題がある。民事訴訟法及び刑事訴訟法については、優先して改正すべき法令のリストに載ってはいるものの、起草が進んでいない状況にあり、迅速な改正の必要性についての認識自体、高くないように思われる。

3 その一方で、知的財産関係法令に関しては、政治的な状況もあって改正にまでは至っていないものの、内容としては世界の情勢にあったものが志向されている様子であり、情報を収集して条文を起草する能力については一定程度備えているものと考えられる。また、司法研究開発研修所や南ジャカルタ宗教裁判所などでは、かなり充実した設備が備えられているほか、修士以上の学位を有する法曹関係者が多い。

このような積極的に評価できる面の存在を背景にしてか、インドネシアの法律関係者には、課題が多くあること自体は認識しているとしても、それを指摘されることへの抵抗感や警戒意識を抱く方も少なくないように感じられた。

4 今回の訪問に当たっては、御同行いただいた先生方、在インドネシア日本国大使館及びスラバヤ領事館の皆様、JICA インドネシア知財プロジェクトの皆様など、多くの方にご支援をいただいた。深く感謝を申し上げます。

以上

(別紙1)

インドネシア現地セミナー 日程表

[教官:三浦, 専門官:堀]

法務省法務総合研究所国際協力部

月 日	曜			備考	場所
8 /	水	1	出国		機中, ジャカルタ
8 /	木	2	9:00 JICA知財プロジェクトオフィス訪問 10:00 法務人権省知的財産権総局訪問	13:00法務人権省知財総局長表敬	ジャカルタ
8 /	金	3	9:00 商業裁判所訪問(Central Jakarta DC)	13:30 JICAインドネシア事務所表敬 15:30 石兼ASEAN大使表敬	ジャカルタ
8 /	土	4			ジャカルタ
8 /	日	5	ジャカルタ市内視察		ジャカルタ
8 /	月	6	10:00 宗教裁判所訪問, 講義(草野先生)(South Jakarta RC)	12:30 法務人権大臣表敬	ジャカルタ
8 /	火	7	9:00 タルマナガラ大学訪問, 講義(草野先生, 稲葉先生)	13:00 インドネシア銀行訪問	ジャカルタ
8 /	水	8	10:00 最高裁訪問, 最高裁長官表敬	15:00 鹿取インドネシア大使表敬	ジャカルタ
8 /	木	9	司法研修所訪問(終日)		ジャカルタ
8 /	金	10	最高裁との11月来日についての打ち合わせ	13:30 国会第3委員会訪問	ジャカルタ
8 /	土	11	日本・インドネシア法律家協会会合	ジャカルタ(15:30)～スラバヤ(16:55) GA320	スラバヤ
8 /	日	12	スラバヤ視察		スラバヤ
8 /	月	13	9:00 アイルランガ大学訪問, 講義(草野先生)	14:00 在スラバヤ弁護士との意見交換 15:00 スラバヤ総領事表敬	スラバヤ
8 /	火	14	10:00 地方裁判所訪問(Surabaya DC)		機中
8 /	水	15	帰国		日本